

国住生第359号
国住指第4196号
平成20年2月29日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



建築指導課長



建築確認手続の円滑化に向けた取組みの強化・継続等について

貴職におかれましては、改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組みにご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、昨年6月の改正建築基準法の施行後大幅に減少した住宅着工戸数及び建築確認件数については、本年1月には、それぞれ対前年同月比の減少幅がともに一桁台になるなど、全体として着実に回復してきています。

一方、例年の住宅着工戸数の季節変動を見ると春先以降大きく増加する傾向があることから、建築確認手続については、今後一層増大する申請を適切に処理していくことが要請されるものと想定されます。

このことを踏まえつつ、建築着工の回復を確実なものとするため、関係者との緊密な連携のもと、下記1により、一層の建築確認手続の円滑化に向けた取組みの強化・継続をお願いします。

また、中小企業の資金繰り対策（セーフティネット貸付、同保証）について、下記2により引き続き、関係部局との連携により幅広い周知を図られるようお願いいたします。

この旨、貴管下特定行政庁、貴指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対しても周知方よろしく申し上げます。

記

1 建築確認手続の円滑化について

(1) 事前相談等の継続等

「改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について」（平成

19年8月9日付け国住指第1899号)及び「改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について」(平成19年10月9日付け総行第172号、国住指第2525号)において、建築確認申請に係る事前相談の実施について依頼しているところですが、設計者、施工者等の習熟の状況等に鑑み、原則として、さらに当分の間継続して実施するようお願いいたします。

その場合、事前相談については効率的に実施し、いたずらに長期間を要することのないよう留意するとともに、各都道府県の建築確認円滑化対策連絡協議会(以下「協議会」という。)における意見交換等を踏まえ、地域の実情に応じた適切に対象建築物の範囲や実施方法等を定めるようお願いいたします。

また、正式な確認申請については、軽微な不備がある場合の補正及び不明な点がある場合の追加説明書の提出の弾力的な運用に留意するようお願いいたします。

(2) 審査体制の充実等

構造計算適合性判定に関する講習会が本年2月18日に実施され、3月中旬には追加の構造計算適合性判定員候補者名簿の通知を行う予定です。これを踏まえ、指定構造計算適合性判定機関に対し必要な情報提供を行うこと等により、判定員の増員の促進に努めるようお願いいたします。

構造計算プログラムについては、2月22日に第一号の大臣認定が行われたところです。このプログラムによる構造計算に係る情報を記録した磁気ディスク等の提出に対応した所要の審査体制の整備について、指定構造計算適合性判定機関に対する指導等をお願いいたします。

申請者が建築確認手続に要する期間の目安を得るための有用な情報として、各特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関(以下「審査機関」という。)の事務の繁忙の状況、標準的な処理日数等をホームページ等に掲載するとともに審査機関間の情報交換を積極的に行うよう措置をお願いいたします。

(3) 設計者に対する技術的支援等

建築確認手続の円滑化のため、(財)建築行政情報センターのホームページにおいて公表されている、設計者が構造設計や図書作成を行う上で注意すべき事項に係る事例集や申請図書の記載例等を周知するための講習会を開催する等により、設計者への技術的支援を積極的に行うようお願いいたします。

その場合、各都道府県の協議会において、地域の実情に合った、関係団体の連携による効果的な講習会の開催方法等を工夫するとともに、これらの検討を含めた協議会での様々な検討結果等についてホームページに掲載するなど設計者等に対する周知に努めるようお願いいたします。

また、関係団体における建築確認申請手続きに関する相談業務の実施、設計者相互の情報交換等自主的な取り組みを促進するようお願いいたします。

「建築確認申請支援センターの積極的な活用について」(平成20年1月31日付け国住指3833号)により依頼した建築確認申請支援センターの活用促進については、審査機関による構造設計者への利用の勧奨をさらに徹底するようお願いいたします。

(4) 建築主に対する周知

今回の建築基準法改正の趣旨、内容等の建築主に対する周知については、「改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について」(平成19年10月9日付け総行第172号、国住指第2525号)において依頼しているところですが、法適合性等について十分に検討された設計図書による建築確認申請が行われるためには建築主の理解が不可欠であることに鑑み、引き続き、都道府県・市町村の広報への掲載、商工会議所等との連携等による建築主への周知に努めるようお願いいたします。

2. セーフティネット保証・貸付制度の周知徹底について

去る2月20日に「年度末に向けた中小企業対策に関する関係閣僚による会合申合せ」がなされ、これを踏まえ、本日付で建築着工の遅れ等の影響を受けている業種に関するセーフティネット保証の対象業種について以下の措置が講じられたところです。

- ・新たに土工・コンクリート工事業、カーテンウォール工事業等の30業種を追加指定(うち建築関連27業種)
- ・現行指定業種の中で、建築着工の遅れ等の影響を受けている業種の指定期間を6月30日まで延長

本件については、別途通知するとともにリーフレット「建築関連中小企業に対する金融上の支援について」(第3版)を送付しますので、これまでと同様、関係部局との連携により幅広い周知を図られるようお願いいたします。